

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、地震・津波の災害に対処するため、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災対策事務又は業務の遂行により、八戸市の地域並びに市民（八戸市民を指す。場面により来訪者等を含むことがある。）の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的とする。

また、計画の実施に当たっては、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するために、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、市民、企業、団体等の関係機関が連携を強化して、時機に応じた重点課題を設定するなど、日常的に減災のための市民運動の展開を図るものとする。

第2節 計画の性格

この計画は、地震・津波の災害に係る八戸市の防災に関する基本計画であり、その性格は次のとおりである。

なお、風水害等防災計画は、別編とする。

- (1) 県の地域防災計画に基づいて作成し、指定行政機関等の防災業務計画と整合性をもたせたものである。
- (2) 災害対策基本法及び防災関係法令に基づき、八戸市の地域に係る防災に関する諸施策及び計画を総合的に網羅しつつ体系的に位置付けし、防災関係機関の防災責任を明確にするとともに、その相互の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱を示したものであり、必要と認められる細部の事項については、八戸市災害対策本部の各部及び各防災関係機関において定めることを予定しているものである。
- (3) 地震・津波災害に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要の都度修正するものである。
- (4) 八戸市及び防災関係機関は、この計画の目的を完遂するため、平素から自ら若しくは関係機関と連携して調査研究を行い、又は訓練の実施若しくはその他の方法によりこの計画の習熟に努める。

○ 災害対策基本法による指定行政機関等 （資料編 1－1）

第3節 計画の構成

この計画の目的を達成するため、次の項目をもって構成する。

1 防災組織（第2章）

防災対策の実施に万全を期するため、八戸市及び防災関係機関の防災組織、体制等について定める。

2 災害予防計画（第3章）

地震・津波災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、八戸市、防災関係機関等の予防的な施策、措置等について定める。

3 災害応急対策計画（第4章）

地震・津波災害による被害の拡大又は二次的に発生する災害を防止するため、八戸市及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等について定める。

4 災害復旧対策計画（第5章）

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期の復旧・復興を図るため、八戸市及び防災関係機関等が講じべき措置について定める。

5 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画（第6章）

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定めるものである。

第4節 各機関の実施責任

この計画において、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等及び市民の果たす責任について定める。

なお、防災業務の推進に当たっては、男女双方の視点に配慮し、施策の方針決定過程及び現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

1 市

市は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

(1) 県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、災害が市域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市で処理することが不相当と認められるとき、又は市町村間の連絡調整が必要なとき等に、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

(2) 県出先機関は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体等及び市民

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から地震・津波災害に対する防災力向上に努め、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、市その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

また、市民は、「自らの身の安全は自らが守る」との自覚を持ち、平時より地震・津波災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動しそれぞれの立場において防災に寄与するよう努める。

第5節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市、市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱及び関係する指定地方行政機関等の業務の大綱は、次のとおりとする。

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
八戸市	市	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議に関すること。 2 防災に関する組織の整備に関すること。 3 防災に関する調査、研究に関すること。 4 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること。 5 指定避難所及び緊急避難場所の指定に関すること。 6 防災に関する物資等の備蓄に関すること。 7 防災教育、防災思想の普及、防災訓練及び災害時のボランティア活動に関すること。 8 要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）の安全確保に関すること。 9 避難行動要支援者に係る名簿の作成等避難支援に関すること。 10 地震・津波に関する警報・情報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること。 11 水防活動、消防活動に関すること。 12 災害に関する広報に関すること。 13 避難指示等に関すること。 14 医療、助産及び保健に関すること。 15 避難所等における衛生指導及び衛生保持に関すること。 16 防疫に関すること。 17 災害救助法による救助及びそれに準じる救助に関すること。 18 公共施設・農林水産業施設等の応急復旧に関すること。 19 農林水産物等に対する応急措置の指示に関すること。 20 建築物等の応急危険度判定に関すること。 21 罹災証明及び被害届出証明書の発行に関すること。 22 災害対策に関する隣接市町村等との相互応援協力に関すること。 23 その他災害対策に必要な措置に関すること。
	市教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災教育に関すること。 2 文教施設の保全に関すること。 3 災害時における応急の教育に関すること。 4 その他災害対策に必要な措置に関すること。
消防機関	八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部（以下「八戸消防本部」という。） 八戸消防署 八戸東消防署 八戸市消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震、津波、火災、その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2 人命の救助及び救急活動に関すること。 3 住民への情報伝達及び避難誘導に関すること。 4 防火対象物の防火管理の指導、監督に関すること。 5 危険物の規制及び高圧ガス等の安全指導に関すること。
八戸圏域水道企業団		<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の防災対策及び災害時における給水の確保に関すること。

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
青 森 県	八戸警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震・津波に関する警報・情報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること。 2 災害時の警備に関すること。 3 災害広報に関すること。 4 被災者の救助、救出に関すること。 5 災害時の遺体の検視・死体調査、身元確認等に関すること。 6 災害時の交通規制に関すること。 7 災害時の犯罪の予防、取締りに関すること。 8 避難等に関すること。 9 大津波警報、津波警報及び津波注意報（以下「津波警報等」という。）の伝達に関すること。 10 その他災害対策に必要な措置に関すること。
	三八地域県民局 地域健康福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助に関すること。 2 医療機関との連絡調整に関すること。 3 災害時における衛生保持及び食品衛生に関すること。 4 防疫に関すること。
	三八地域県民局 地域農林水産部	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業、畜産業、林業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること。 2 農地及び農業用施設の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること。 3 水産業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧の助言に関すること。 4 漁港施設・漁港海岸施設・漁場施設・水産業共同利用施設等の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること。
	三八地域県民局 地域整備部	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設（河川、道路、橋梁、砂防、海岸、急傾斜地、港湾、下水道、公園等）の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること。 2 水防活動に関すること。
	三八教育事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 文教関係の災害情報の収集に関すること。 2 災害時における応急の教育に係る指導、助言及び援助に関すること。
指定地 方行政 機関	東北総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常通信協議会の育成、指導に関すること。 2 非常通信訓練に関すること。 3 防災行政無線局、防災相互通信用無線局、災害応急復旧用無線局及び孤立防止用無線の開局、整備に関すること。 4 災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関すること。

	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
指定 地 方 行 政 機 関	青森労働局 (八戸労働基準監督署) (ハローワーク八戸)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者に対する職業のあっせんに関する事。 2 労働災害発生に伴う調査及び再発防止対策に関する事。 3 被災労働者に対する災害補償に関する事。 4 災害時における労務供給に関する事。
	農林水産省 (東北農政局青森県 拠点)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関する事。 2 農地・農業用施設及び農地海岸施設等の防災対策並びに指導に関する事。 3 農業関係被害状況の収集及び報告に関する事。 4 災害時における生鮮食品、種もみその他営農機材、畜産飼料等の供給あっせん及び病虫害防除の指導に関する事。 5 土地改良機械の緊急貸付けに関する事。 6 農地、農業用施設及び農地海岸施設の災害復旧事業の査定に関する事。 7 被災農林漁業者への資金(土地改良資金、農業経営維持安定資金、経営資金、事業資金等)の融通に関する事。
	東北森林管理局 (三八上北森林管理署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 森林、治山による災害防止に関する事。 2 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関する事。 3 災害時における情報収集・連絡及び応急対策に関する事。 4 災害復旧用材(国有林材)の供給に関する事。
	東北地方整備局 青森河川国道事務所 (八戸出張所) (八戸国道出張所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設(直轄)の整備に関する事。 2 直轄河川の水防警報及び洪水情報(青森地方气象台との共同)の発表・伝達等水防に関する事。 3 一般国道指定区間の維持、管理及び交通確保に関する事。 4 その他公共土木施設(直轄)の災害対策に関する事。 5 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関する事。
	東北地方整備局 (八戸港湾・空港整備 事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾施設及び海岸保全施設等の整備に関する事。 2 港湾施設及び海岸保全施設等に係る災害情報の収集並びに災害対策の指導、協力に関する事。 3 港湾施設及び海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧対策に関する事。 4 海上災害の予防対策等に関する事。

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定 地方 行政 機関	東北運輸局 (青森運輸支局) (八戸海事事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及び伝達に関すること 2 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調査及び支援に関すること。
	第二管区海上保安本部 (八戸海上保安部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 海上災害の防災思想の普及啓発及び訓練に関すること。 2 海難救助、海上消防、港則法に基づく船舶に対する避難勧告等及び警戒区域の設定並びに救援物資及び人員等の緊急輸送に関すること。 3 海上警備、海上における危険物の保安措置、流出油等の海上災害に対する防除活動及び海上交通の確保等に関すること。 4 海上災害に係る自衛隊災害派遣要請に関すること。
	青森地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に関すること。
陸上自衛隊 第5普通科連隊		<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況等の情報収集及び通報に関すること。 2 災害時における人命及び財産の保護のための救援活動に関すること。 3 災害時における応急復旧の支援に関すること。
海上自衛隊 第2航空群		<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況等の情報収集及び通報に関すること。 2 海難救助及び海上漂流者等のための救難活動並びに応急復旧活動の支援等に関すること。 3 管制圏内における航空機の管制に関すること。
指定 地方 公共 機関 及び	東日本旅客鉄道株式会社 (八戸駅)	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道事業の整備及び管理に関すること。 2 災害時における救援物資及び人員等の緊急鉄道輸送に関すること。 3 その他災害対策に関すること。
	青い森鉄道株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道事業の整備及び管理に関すること。 2 災害時における救援物資及び人員等の緊急鉄道輸送に関すること。 3 その他災害対策に関すること。

	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
指定 公共 機関 及び 指定 地方 公共 機関	東日本電信電話株式会社 青森支店 エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ株式会社 株式会社NTTドコモ 東北支社 青森支店 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 大津波警報・津波警報の八戸市への伝達に関する事。 2 災害時優先電話の利用又は「非常電報」、「緊急電報」の優先利用に関する事。 3 災害対策機器等による通信の確保に関する事。 4 電気通信設備の早期復旧に関する事。 5 災害時における災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に関する事。
	日本郵便株式会社 (八戸郵便局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における郵便業務の確保及び災害特別事務取扱に関する事。
	日本赤十字社青森県支部（八戸赤十字病院）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療対策に関する事。 2 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関する事。 3 義援金品の募集及び配分に関する事。
	東北電力ネットワーク株式会社 (八戸電力センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設の整備及び管理に関する事。 2 災害時における電力供給に関する事。
	日本放送協会青森放送局・八戸支局 青森放送株式会社八戸支社 株式会社青森テレビ八戸支社 青森朝日放送株式会社 株式会社エフエム青森	<ol style="list-style-type: none"> 1 放送施設の整備及び管理に関する事。 2 地震・津波情報、津波警報等、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関する事。
	八戸ガス株式会社 一般社団法人青森県エルピーガス協会八戸支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス供給施設の整備及び管理に関する事。 2 災害時におけるガス供給の安全確保に関する事。
	一般社団法人八戸市医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療救護に関する事。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
指定公共機関及び指定地方公共機関	公益社団法人青森県トラック協会三八支部 岩手県北自動車株式会社南部支社 十和田観光電鉄株式会社 日本通運株式会社八戸営業所 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	1 輸送施設の整備及び管理に関すること。 2 災害時における救援物資及び人員等の緊急陸上輸送に関すること。
	東日本高速道路株式会社(八戸管理事務所)	1 東北縦貫自動車道八戸線等の維持修繕その他防災管理等に関すること。
公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	八戸商工会議所等商工業関係団体	1 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること。 2 災害時における物価安定についての協力に関すること。 3 災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、あっせんに関すること。
	農林水産業関係協同組合 森林組合 土地改良区	1 農林水産業に係る被害調査に関すること。 2 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 3 被災組合員に対する融資又はあっせんに関すること。
	運輸業関係団体	1 災害時における輸送等の協力に関すること。
	建設業関係団体	1 災害時における応急復旧への協力に関すること。
	自主防災組織・町内会等その他NPO・ボランティア等の各種団体	1 平時における防災活動に関すること。 2 災害時における被害状況の調査に対する協力に関すること。 3 災害応急対策及び避難所の開設・運営に対する協力に関すること。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	放送機関 株式会社八戸テレビ放送 株式会社ビーエフエム	1 放送施設の整備及び管理に関する事。 2 地震・津波情報、津波警報等、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関する事。
	道の駅運営管理者	1 避難施設、消火設備等の点検整備に関する事。 2 従業員に対する防災教育・訓練に関する事。
	独立行政法人労働者健康安全機構青森労災病院 病院等経営者	1 避難施設、消火設備等の点検整備に関する事。 2 従業員等に対する防災教育、訓練に関する事。 3 災害時における病人等の受入れに関する事。 4 災害時における負傷者の医療・助産及び保健措置に関する事。
	社会福祉施設経営者	1 避難施設、消火設備等の点検整備に関する事。 2 従業員等に対する防災教育、訓練に関する事。 3 災害時における入居者の保護に関する事。 4 避難計画の作成に関する事。
	金融機関	1 被災事業者に対する資金の融資に関する事。
	学校法人等	1 防災教育に関する事。 2 避難施設の整備、避難訓練の実施に関する事。 3 災害時における応急の教育に関する事。
	危険物・有毒物関係施設の管理者（八戸地区石油コンビナート等特別防災区域協議会等）	1 災害時における危険物の保安に関する事。
	多数の者が出入りする事業所等（病院・百貨店・工場等）	1 避難施設、消火設備等の点検整備に関する事。 2 従業員等に対する防災教育、訓練に関する事。 3 来場者等に対する避難誘導に関する事。

第6節 市の自然的・社会的条件

1 位 置

当市は、東経 141 度 30 分、北緯 40 度 30 分にあり、青森県の東南部に位置している。東は太平洋に面し、北は十和田湖から流れる奥入瀬川がおいらせ町との境界になっている。南は、階上町と岩手県軽米町に接し、西は、南部町及び五戸町に接している。

2 地 勢

市の総面積は約 305 km²で、馬淵川と新井田川が市域を大きく三つに分ける形で海へと注ぎ、海岸線はおおむね緩やかな円形を描いている。両河川の河口を中心に平野部が広がり、市街地が形成されている。その周辺は台地で占められ、市域を縦走する新井田川沿いに集落や農地が点在している。

(1) 地形及び地質

内陸部の標高 200～250mの台地は、更新世の軟弱なローム質火山灰及び更新世の粉状の黒色火山灰で厚く覆われている。その下部は、新井田川から東側の種差海岸にかけて、古生代の粘板岩、ホルンヘルス珪岩、石灰岩で節理や亀裂が発達している。新井田川から西側の馬淵川までの地帯は第三系の一部に変朽した安山岩で、ともに硬質である。

馬淵川北西の台地下部は、更新世の砂や鮮新世の砂岩となっている。砂は未固結、砂岩は半固結で、いずれも硬質ではない。

(2) 河川、湖沼及び山岳

市域を流れる河川は、一級河川馬淵川（支川：浅水川、坂牛川、盲堤沢、土橋川）、二級河川新井田川（支川：松館川、頃巻川、古里川）、五戸川、奥入瀬川のほか、準用河川の馬渡川、土橋川がある。これらの河川はおおむね平坦地を流れており、緩やかな流れとなっている。

市の南端には、新井田川の上流部に築造された世増ダムによるダム湖の青葉湖がある。

(3) 海 岸

市域の海岸線約 53 kmのほぼ中央部に馬淵川と新井田川の河口が位置し、北部の海沿い一帯は港湾施設や海岸保全施設等が整備され、人造の海岸線となっている。一方、東南部の種差海岸は三陸復興国立公園として指定され、ほとんどが砂浜や岩礁からなる自然海岸となっている。

(4) 港湾及び漁港

当市の水産業の拠点である八戸港は、藩政時代から「鮫浦みなど」の名で知られ、漁港として、また、江戸方面との交易拠点、三陸沿岸の避難港として栄えてきた。

昭和に入ると商港としての港湾整備が始まり、昭和 26 年には重要港湾に指定された。また、昭和 39 年の新産業都市の指定を契機に飛躍的な発展を遂げた。

漁港としては、昭和 35 年の特定第 3 種漁港指定を契機に、魚市場の整備や背後施設の建設など、水産都市としての基盤整備が進められ、昭和 41 年から 43 年にかけて 3 年連続水揚げ日本一を記録するなど、日本有数の漁港となり、最も水揚げが多かった昭和 63 年には、81 万 9 千トンを記録している。

(5) 交 通

高速道路は、東北縦貫自動車道八戸線が市域の西側を縦走、八戸南環状道路、八戸南道路が南側を横断し、南郷、八戸、八戸西、八戸北、八戸是川、八戸南、種差海岸階上岳の 7 箇所インターチェンジで一般道と連結している。一般道は、国道 45 号が岩手県久慈市方面の南東から十和田・青森市方面に、市内中心部を通り市域を横断している。また、国道 104 号、340 号、454 号が、岩手県盛岡市・遠野市方面、秋田県大館市方面に放射状に伸びている。これらの国道を軸に、県道、市道が市内を有機的に結んでいる。

鉄道は、東北新幹線八戸駅が平成 14 年 12 月に開業しているほか、八戸駅から久慈市ま

で沿岸部を縦貫する JR 八戸線と、IGR いわて銀河鉄道線と県境で接続している旧東北本線青森～目時間を運行する青い森鉄道線が通る。

3 気 象

当市は太平洋側気候に属し、年間平均気温は 10℃前後で、年間降水量は 1,000 mm 程度と少ない。冬は西よりの風が吹き乾燥した晴天の日が多く、青森県の中では降雪量は少ない。春から夏にかけては、オホーツク海高気圧がもたらす冷たく湿った東よりの風「やませ」が吹き付け、曇天で多湿の日が多く冷涼となることがある。

当市の災害に関する気象要素としては、3月～5月にかけて空気が乾燥し一年のうちでもっとも湿度が低くなることがある。また、強風時の風向は西よりの多い。6月～9月にかけては、梅雨前線及び台風等により年間降水量の半分を占める降水がある。1月～3月にかけては、日本の南岸から太平洋沿岸を北上する低気圧が発達し、湿った大雪と着雪、暴風と高波をもたらすことがある。

区分 年別	降水量 (mm)		気温 (℃)			湿度 (%)		風速 (m/s)			最深 積雪 (cm)
	総量	日最大	平均	最高	最低	平均	最小	平均	最大	最大瞬間	
13 (2001)	1049.5	148.0	9.6	32.8	-10.4	73	15	4.1	17.4	32.4	20
14 (2002)	1417.0	114.5	10.4	34.0	-8.6	74	13	4.1	21.7	40.1	21
15 (2003)	853.5	39.5	9.9	31.5	-10.0	77	15	3.9	18.7	29.9	43
16 (2004)	1223.0	139.0	11.4	35.9	-8.2	72	12	4.3	21.7	39.2	30
17 (2005)	887.0	97.5	10.1	34.3	-8.5	75	11	4.2	18.9	35.2	34
18 (2006)	1023.5	125.5	10.2	35.6	-10.0	73	22	4.1	20.4	35.7	41
19 (2007)	1076.0	108.5	10.8	35.3	-6.0	73	21	4.6	20.2	34.7	5
20 (2008)	910.5	120.5	10.4	34.3	-8.6	75	20	4.6	20.3	31.0	13
21 (2009)	1205.0	109.5	10.5	33.1	-8.1	74	13	4.8	24.0	36.1	18
22 (2010)	1179.0	57.0	10.9	36.7	-9.5	73	12	4.7	23.5	35.6	61
23 (2011)	891.5	82.0	10.6	34.8	-8.1	73	15	5.0	24.0	32.8	12
24 (2012)	897.0	81.5	10.3	35.7	-9.3	76	21	4.7	25.9	37.5	37
25 (2013)	1023.5	104.0	10.3	35.0	-10.1	76	17	5.0	23.5	34.4	31
26 (2014)	1128.5	77.0	10.4	34.9	-10.2	75	13	5.0	20.3	30.0	61
27 (2015)	912.5	74.5	11.3	36.1	-7.4	75	13	5.1	22.2	34.9	9
28 (2016)	1042.0	91.5	10.9	34.9	-8.1	74	12	5.0	25.9	36.4	9
29 (2017)	1023.0	87.5	10.5	35.8	-8.9	75	16	5.0	28.9	41.7	26
30 (2018)	1177.0	79.0	10.9	34.0	-9.6	75	15	5.1	24.1	34.9	20
元 (2019)	967.0	115.5	11.1	34.8	-10.2	73	14	5.1	23.1	36.0	20
2 (2020)	1229.0	74.0	11.3	35.5	-8.6	77	19	4.9	28.9	43.4	17
3 (2021)	1012.5	73.0	11.3	33.7	-11.7	76	15	5.0	22.7	36.3	44
4 (2022)	1200.5	120.5	11.2	34.4	-8.8	76	14	4.8	21.4	33.0	23

資料：気象庁ホームページ
※八戸特別地域気象観測所の観測値による

4 人口及び世帯

年別	世帯数	人口			世帯増加率(%)	人口増加率(%)	1世帯当たり人員	人口密度(1km ² 当たり)
		総数	男	女				
平 17	90,308	244,700	117,446	127,254	-	-	2.71	801.85
22	91,917	237,615	113,340	124,275	1.78	△ 2.90	2.59	778.00
27	93,750	231,257	110,493	120,764	1.99	△ 2.68	2.47	756.90
令 2	95,671	223,415	106,818	116,597	2.05	△ 3.39	2.34	731.20

資料：令和4年版八戸市統計書
 ※国勢調査による人口と世帯数の推移
 各年10月1日現在調査結果
 ※平成17年3月に旧南郷村と合併

5 土地利用状況

八戸市の地目別土地割合の現況は、次のとおりである。(各年1月1日現在[単位:ha])

年別	総地積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
平 15	21,404	2,102	2,796	4,336	5,416	985	1,219	4,550
16	21,404	2,088	2,782	4,352	5,410	986	1,236	4,550
17	30,517	2,498	4,597	4,628	10,182	1,156	1,223	6,233
18	30,517	2,481	4,589	4,567	10,127	1,150	1,337	6,266
19	30,517	2,460	4,554	4,610	10,090	1,152	1,406	6,245
20	30,517	2,460	4,554	4,610	10,090	1,152	1,406	6,245
21	30,519	2,448	4,538	4,631	10,078	1,148	1,419	6,257
22	30,540	2,440	4,515	4,646	10,065	1,142	1,451	6,281
23	30,540	2,423	4,488	4,661	10,037	1,135	1,562	6,234
24	30,540	2,401	4,460	4,706	10,189	1,109	1,621	6,055
25	30,540	2,393	4,436	4,715	10,064	1,110	1,643	6,179
26	30,540	2,385	4,420	4,715	10,053	1,104	1,689	6,174
27	30,554	2,375	4,383	4,726	10,021	1,118	1,691	6,240
28	30,554	2,358	4,359	4,837	10,094	1,119	1,752	6,035
29	30,554	2,347	4,323	4,858	10,089	1,117	1,765	6,035
30	30,556	2,322	4,270	4,869	10,010	1,141	1,899	6,045
令 元	30,556	2,307	4,231	4,886	10,028	1,151	1,915	6,038
2	30,556	2,291	4,193	4,902	9,995	1,135	1,986	6,054
3	30,556	2,194	3,896	4,919	10,006	1,146	2,335	6,061

資料：令和4年版八戸市統計書
 ※各項目小数点以下を四捨五入し表示
 ※平成17年より旧南郷村と合併後の数値

6 産業及び産業構造の変化

産業（大分類）、男女別15歳以上就業者数は次のとおりである。

産業（大分類）	平 27			令 2		
	総数	男	女	総数	男	女
総 数	108,032	59,622	48,410	106,198	57,460	48,738
第1次産業	3,625	2,363	1,262	3,182	2,073	1,109
農業，林業	2,873	1,704	1,169	2,594	1,558	1,036
漁業	752	659	93	588	515	73
第2次産業	24,286	17,717	6,569	23,408	17,251	6,157
鉱業，採石業，砂利採取業	165	141	24	134	117	17
建設業	10,092	8,706	1,386	9,862	8,373	1,489
製造業	14,029	8,870	5,159	13,412	8,761	4,651
第3次産業	77,656	38,188	39,468	77,724	37,084	40,640
電気・ガス・熱供給・水道業	645	576	69	581	481	100
情報通信業	1,374	871	503	1,532	893	639
運輸業，郵便業	7,085	6,066	1,019	7,000	5,882	1,118
卸売業・小売業	19,305	9,380	9,925	18,447	8,880	9,567
金融業・保険業	2,495	1,020	1,475	2,316	889	1,427
不動産業，物品賃貸業	1,661	898	763	1,680	853	827
学術研究，専門・技術サービス業	2,358	1,517	841	2,382	1,518	864
宿泊業，飲食サービス業	5,786	1,839	3,947	5,546	1,688	3,858
生活関連サービス業，娯楽業	4,436	1,565	2,871	4,176	1,493	2,683
教育，学習支援業	5,254	2,250	3,004	5,597	2,263	3,334
医療，福祉	14,338	3,201	11,137	15,344	3,507	11,837
複合サービス業	636	397	239	596	373	223
サービス業（他に分類されないもの）	6,691	4,123	2,568	7,147	4,286	2,861
公務（他に分類されないものを除く）	5,592	4,485	1,107	5,380	4,078	1,302
分類不能の産業	2,465	1,354	1,111	1,884	1,052	832

資料：令和4年版八戸市統計書
※各年10月1日現在調査結果

第7節 青森県の主な活断層

県の調査によると、県内において認められている主な活断層は次のとおりとなっているが、この調査結果を地震対策の基礎資料として活用するとともに、活断層の存在や活動性等について永続的に留意する。

名 称	分 布 状 況
津軽山地西縁断層帯	五所川原市飯詰から青森市浪岡銀にかけて約16 k mにわたって分布している津軽山地西縁断層帯北部と青森市西部から平川市にかけて約23 k mにわたって分布している津軽山地西縁断層帯南部からなっていることが認められている。
野辺地断層帯	東北町添ノ沢から七戸町にかけて約12 k mにわたって分布し、さらに南へ延びていることが認められている
折爪断層	五戸町倉石中市から名久井岳東麓を経て県境まで約21 k mにわたって分布していることが認められており、岩手県葛巻町方向へ続いている。
青森湾西岸断層帯 (青森湾西断層、野木和断層及び入内断層)	蓬田村から青森市にかけて約31 k mにわたって分布し、北北西～南南東方向に延びている。

第8節 災害の記録

当市の過去における大規模な地震及び津波災害の発生形態はおおむね次のとおりである。

1 地 震

当市に影響する地震は、太平洋プレート及び陸のプレートの境界で発生する地震、沈み込む太平洋プレート内部で発生する地震、内陸部の浅いところで発生する地震等がある。これらの地震のうち、太平洋プレート及び陸のプレートの境界で発生する地震では、しばしば津波を伴う大きな被害をもたらす地震が発生しており、過去には「1968年（昭和43年）十勝沖地震」、「平成6年（1994年）三陸はるか沖地震」のほか、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」（東日本大震災）が発生している。

2 津 波

当市に影響する津波は、「東北地方太平洋沖地震」による津波に代表される太平洋プレート及び陸のプレートの境界で発生する地震や沈み込む太平洋プレート内部で発生する地震に伴って発生するものがほとんどであるが、昭和35年（1960年）の「チリ地震津波」のように、外国で発生した地震による津波も襲来している。

災 害 種 別	地震の規模等	被 害 の 状 況
「三陸地震津波」 (昭和8年)	マグニチュード 8.1	1 建物被害 ○流出 8戸 ○倒壊 28戸 ○家屋浸水 72戸 2 人的被害 ○負傷者 1人
津波 (昭和35年のチリ地震津波)	マグニチュード 9.5(モーメントマグニチュード) 津波の最大波 582cm(津波の谷から山までの全振幅値)	1 被災面積 5.11km ² 2 被災人口、世帯数 ○人口 30,927人 ○世帯数 5,889世帯 3 建物被害 ○全壊、流失 56戸 ○半壊 72戸 ○床上浸水 1,467戸 ○床下浸水 4,295戸 4 人的被害 ○死者、行方不明 3人 ○重傷者 2人
地震 (「1968年十勝沖地震」 (昭和43年))	震度5 マグニチュード 7.9	1 被災人口、世帯数 ○人口 162,312人 ○世帯数 37,601世帯 2 建物被害 ○全壊、全焼 212世帯 ○半壊、半焼 485世帯 ○一部破損家屋浸水 36,904世帯 3 人的被害 ○死者 19人 ○重軽傷者 305人
地震 (「平成6年(1994年)三陸はるか沖地震」)	震度6 マグニチュード 7.6	1 被災人口、世帯数 ○人口 39,423人 ○世帯数 12,761世帯 2 建物被害 ○全壊、全焼 90世帯 ○半壊、半焼 359世帯 ○一部破損家屋浸水 12,312世帯 3 人的被害 ○死者 2人 ○重軽傷者 680人
地震・津波 (「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」)	震度5強 マグニチュード 9.0(モーメントマグニチュード) 避難指示 対象:12,859世帯 29,857人 避難所:69か所 避難者:9,257人	1 人的被害 ○死者 1人 ○行方不明者 1人 ○重傷 14人 ○軽傷 51人 2 建物被害 [住家] 1,389,561千円 ○全壊 254棟 ○大規模半壊 147棟 ○半壊 477棟 [非住家] 1,377,752千円 ○全壊 347棟 ○半壊 799棟 3 商工関係 56,688,622千円 ○中心商店街商業ビル(外壁落下、ガラス破損等) ○八戸地域地場産業振興センター ○八戸港貿易センター、八戸港国際物流ターミナルほか 4 農林関係 1,473,256千円

		<ul style="list-style-type: none"> ○農地被害 水田（冠水、土砂流入）42.2ha、畑11.2ha ○ビニールハウス 152棟（全壊60、中破15、浸水77） ○水稻及び苺の生産・出荷用機械類（橋向地区中心） ○倒木 5ha ○木材産業施設（事務所、機械の浸水・流出） ほか 5 水産関係 16,773,024千円 <ul style="list-style-type: none"> ○中型いか釣り漁船 岸壁打ち上げ等 318隻 ○八戸漁港（防波堤、岸壁、道路舗装等） ○第1魚市場、第2魚市場、第3魚市場、A棟・B棟、卸売場、水産会館 ○第一種漁港（白浜、深久保、種差、大久喜） ○水産加工施設 ○漁協（新井田川、市川、みなと、鮫浦、南浜、八戸機船等） ○定置網、刺し網の流出 ほか 6 観光関係 124,773千円 <ul style="list-style-type: none"> ○蕪島観光案内所、白浜海水浴場監視棟、種差及び法師浜公衆トイレ破損 ほか 7 社会福祉関係 180,380千円 <ul style="list-style-type: none"> ○老人福祉施設、保育園 ○老人いこいの家、総合福祉会館、福祉体育館 ほか 8 建設関係 41,319,590千円 <ul style="list-style-type: none"> ○馬淵川流域下水道八戸污水中継ポンプ場（送水機能停止） ○東部終末処理場、館鼻污水中継ポンプ場等 ○馬淵川、五戸川（法面損傷、堤防決壊） ○八戸港北防波堤、中央防波堤、中央第2防波堤等 ○県道八戸階上線、橋向五戸線 ○市道 61路線（ゴミ流出堆積） ほか 9 文化教育関係 355,396千円 <ul style="list-style-type: none"> ○八戸市公会堂・公民館、南郷文化ホール、南部会館、南部氏庭園 ○長根公園、新井田公園、南部山健康運動センター ○児童科学館、図書館、南郷図書館 ○幼稚園 一部破損 7園 ○小学校 一部破損 39校 ○中学校 一部破損 20校（私立1、市立19） ○高等学校 一部破損 16校（私立5、県立11） ○各地区（北、東、西、南郷）給食センター ○公民館 一部破損 10か所 ほか 10 ライフライン関係 41,487千円 <ul style="list-style-type: none"> ○白山浄水場、配水管・給水管破損（47か所） ほか 11 その他公共施設等 1,485,678千円 <ul style="list-style-type: none"> ○交通信号機、道路標識 ○防災無線 ○市庁舎本館、南郷区役所 ○北地区海浜緑地、馬淵川緑地 ○消防本部指令情報課、八戸東消防署、根城分遣所 ○清掃船「清港丸」新井田川に沈没 ほか
--	--	--

○ 災害の記録 （資料編 1－2）

第9節 地震・津波による被害想定

平成24年度及び平成25年度、平成27年度並びに令和3年度に実施した県の調査によると、想定太平洋側海溝型地震、想定日本海側海溝型地震、想定内陸型地震のうち、おおむね数百年に一度の頻度で発生する想定太平洋側海溝型地震が、最も被害が大きくかつ広域的に被害が発生するものと予想された。これら3つの被害想定調査結果を地震・津波対策の基礎資料として活用する。なお、将来発生し得る最大規模の地震が本調査の想定と全く同じになるものとは限らないことに留意する必要がある。

(想定太平洋側海溝型地震)

区分	最大震度	人的被害(冬18時)		建物被害(冬18時)		ライフライン被害(冬深夜)			避難者数 (冬18日、1日後)
		死者数	負傷者数	全壊棟数	半壊棟数	上水道断水人口	下水道機能支障人口	電力停電影響人口	
八戸市	6強	19,000	6,600	51,000	8,100	199,000	146,000	216,000	114,000
県全体		53,000	15,000	111,000	86,000	679,000	695,000	974,000	311,000

* 令和3年度青森県地震・津波被害想定調査(太平洋側海溝型地震)報告書[概要版]より抜粋
 * 表中の数値(ライフライン被害以外)は発災時刻や季節の異なる「夏12時」「冬18時」「冬深夜」の3つのシーンの内、最大の被害が予想される「冬18時」の数値を採用

(想定日本海側海溝型地震)

区分	最大震度	人的被害		建物被害		ライフライン被害			避難者数 (1日後)
		死者数	負傷者数	全壊棟数	半壊棟数	上水道断水人口	下水道機能支障人口	電力停電軒数	
八戸市	4	—	—	—	—	—	—	—	—
県全体		6,900	4,500	12,000	41,000	112,000	19,000	123,000	42,000

* 平成27年度青森県地震・津波被害想定調査(日本海側海溝型地震)報告書[概要版]より抜粋

(想定内陸直下型地震)

区分	最大震度	人的被害		建物被害		ライフライン被害			避難者数 (直後)
		死者数	負傷者数	全壊棟数	半壊棟数	上水道断水人口	下水道機能支障人口	電力停電軒数	
八戸市	5弱	—	—	—	—	—	20	—	—
県全体		2,900	10,000	22,000	42,000	254,000	42,000	200,000	68,000

* 平成24・25年度青森県地震・津波被害想定調査報告書[概要版]より抜粋

第10節 災害の想定

この計画の作成に当たっては、当市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに過去における地震・津波災害発生状況に加え、これを超える被害の発生をも勘案し、発生し得る地震・津波災害を想定し、これを基礎とした。

特に、平成24年度及び25年度、平成27年度並びに令和3年度に実施した青森県地震・津波被害想定調査では、最大クラスの地震・津波により甚大な被害の発生が想定されているが、耐震対策の実施、早期避難等により大幅な減災効果が見込まれることから、本計画の確実な実施が求められる。